

◎ 入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

令和7年4月16日

警察共済組合茨城県支部長 滝澤 幹滋

1 契約に関する事務を担当する所属の名称

〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978番6

警察共済組合茨城県支部（茨城県警察本部庁舎6階厚生課内）

電話 029-301-0110 内線2781 担当 今泉

FAX 029-301-0801

2 入札に付する事項

- (1) 件名 令和7年度生活習慣病予防運動セミナー業務委託
- (2) 委託内容 入札説明書で示す内容
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 実施場所 入札説明書で示す実施会場

3 入札参加資格

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

- (2) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者ではないこと。

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 本公告に示した仕様書に基づく委託業務と同種同規模の委託業務を、過去2年間に2回以上行った者であること。

4 入札方法

- (1) 項目ごとの単価及び合計額（年間実施予定回数に項目ごとの単価を乗じて得た額の合計とし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額（整数）を記載すること。

- (2) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。
(4) 入札書は、指定する場所へ提出期限までに郵便（書留郵便又はこれに準ずるものに限る。）又は持参により提出すること。
(5) 詳細は入札説明書のとおり

5 入札手続等に関する事項

- (1) 入札説明書等の閲覧期間及び場所

ア 期間

入札公告の日から令和7年5月7日（水）午後5時まで

イ 場所

茨城県警察ホームページ

URL [<https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/>]

- (2) 入札手続に関する問合せ先

1の担当所属に同じ。

6 入札説明書等に関する質問

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合は、質問事項を記入した書面を次のとおり提出すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和7年4月23日（水）午後5時まで

なお、これ以降に到着したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

1の担当所属に同じ。

ウ 方法

FAX、郵送又は持参

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和7年4月25日（金）午後5時まで

イ 方法

FAX又は郵送により回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり郵送又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書に必要書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 3の(1)、(2)、(3)及び(4)に係る誓約書
- ウ 3の(5)に係る事項を証明する書類

(2) 提出期限

令和7年5月7日（水）午後5時までに必着のこと。

(3) 提出先

1の担当所属に同じ。

(4) 結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和7年5月8日（木）午後5時までに、一般競争入札参加資格等確認通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出期限等

(1) 提出期限

令和7年5月14日（水）午後5時までに必着のこと。

(2) 提出場所

1の担当所属に同じ。

(3) 方法

郵送（書留郵便又はこれに準ずるものに限る。）又は持参

9 開札日時及び場所

(1) 日時

令和7年5月15日（木）午前10時

(2) 場所

1の担当所属に同じ。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、令和7年5月14日（水）午後5時までに、入札金額の100分の5以上に相当する額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 入札の相手方が保険会社との間に警察共済組合茨城県支部を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年間に警察共済組合茨城県支部又は茨城県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行し、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ 茨城県が定める入札参加資格を有する者で、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、落札の決定の通知を受けた日から起算して5日以内に、契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 契約の相手方が保険会社との間に警察共済組合茨城県支部を被保険者とする履行保証契約を締結したとき。

イ 過去2年間に警察共済組合茨城県支部又は茨城県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行し、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ 茨城県が定める入札参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

11 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき。

ウ 指定の日時までに入札保証金を納めないとき。

エ 記名を欠くとき。

オ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

カ 首標金額を訂正した入札を行ったとき。

キ 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。

ク 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をしたとき。

(2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札時点において3に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

12 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせて落札者の決定を行う。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

13 再度入札等

(1) 再度入札は1回とする。

(2) 初度に入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

詳細は入札説明書のとおり

15 その他

- (1) 詳細は入札説明書による。
- (2) 委託期間内の履行が見込めないときは、契約を解除することがある。
- (3) 入札参加者等は、入札後、この公告等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 入札参加者又は契約の相手方が本委託に関して要した費用は、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。